

平成 2 7 年度第 1 回 大洲市総合教育会議

議題 1	大洲市教育総合会議の運営について	1
議題 2	大綱策定の基本的な考え方について	3
議題 3	緊急時における対応について	8
議題 4	今年度の主要施策について	1 0

平成 2 7 年 5 月 2 5 日

議題 1 大洲市総合教育会議の運営について

1 総合教育会議とは

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4【17ページ参照】

(1) 所掌事項（第1項）

- ① 大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する協議
- ④ 首長及び教育委員会の事務の調整

(2) 構成（第2項）

首長及び教育委員会

(3) 会議の招集（第3・4項）

首長（教育委員会は、協議が必要な場合、首長に招集要求可能）

(4) その他（第5～9項）

- ① 関係者又は学識経験者からの意見聴取可能（第5項）
- ② 会議の公開（第6項） ※ 個人の秘密保持・公正の阻害防止のため非公開可能
- ③ 議事録の作成・公表（第7項）
- ④ 調整結果の尊重（第8項）
- ⑤ 運営に関し必要な事項を会議で決定（第9項）

2 総合教育会議の考え方（文部科学省）

(1) 会議の位置付け

総合教育会議は協議・調整を行うもので、意見を聴く審議会（附属機関）とは異なる。

(2) 会議の構成員

総合教育会議は、市長と教育委員会により構成するもので、学識経験者を構成員に加えることはできないが、意見聴取者として毎回参加させることはできる。

(3) 会議の議題

総合教育会議では、予算や条例提案等に加え、保育や福祉等の首長の権限に関わる事項等について、協議し調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議（＝自由な意見交換）を行うことが想定されている。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議の議題として取り上げるべきではない。

(4) 緊急時の対応

いじめ事件などが生じた場合には、まず、常勤の教育長が第一義的な責任者として迅速に対応することになる。また、教育長の判断により、教育委員への迅速な情報提供や教育委員会会議の招集が可能になる。さらに、首長の判断により、緊急に総合教育会議を開いて、講ずべき措置について教育委員会と協議・調整を行うことも可能である。

3 大洲市総合教育会議の運営について

(1) 運営要綱等の制定について

① 大洲市総合教育会議運営要綱【18ページ参照】

法律に規定されていない事項について、会議の運営に関し必要な事項を定める。

＜招集（第2条）＞

- 招集する際には、あらかじめ教育委員会へ日時・場所・協議事項等を通知するとともに、ホームページに掲載し公表する。

＜議事進行（第3条）＞

- 市長が議事進行を行う。

＜会議の非公開（第4条）＞

- あらかじめ会議を非公開とした場合、ホームページに掲載し公表する。
(開会後に非公開とした場合を除く。)

＜議事録（第5条）＞

- 議事録には、開会、閉会の日時、出席者、協議調整事項と出席者の発言を記載し、ホームページに掲載して公表する。
- 議事録を非公開とする場合は、その理由を明示し、議事要旨のみとする。

② 大洲市総合教育会議傍聴要領【19ページ参照】

会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

＜傍聴手続き（第2条）＞

- 傍聴者名簿に必要事項を記入し、先着順に傍聴席において傍聴する。

＜傍聴の制限（第3条）＞

- 会議を非公開としたとき、傍聴席が満席のとき、酒気を帯びているとき等

＜傍聴者の遵守事項（第4条）＞

- 傍聴席をみだりに離れないこと、会議の妨げになる行為をしないこと等

＜退場（第5条）＞

- 会議を非公開としたとき、必要な指示に従わないとき等

(2) 開催方針

年2回、定例教育委員会の日程に合わせた開催を基本とする。ただし、会議における協議の状況、緊急時の措置その他必要に応じて随時開催することとする。

【第1回】 4～5月 今年度主要施策に関する協議・意見交換

【第2回】 11～12月 次年度主要施策・予算に関する協議・意見交換

議題 2 大綱策定の基本的な考え方について

1 大綱とは

今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たに規定されたもの。同法第1条の3に次のように規定。

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条〔教育委員会の職務権限〕に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

…大綱（たいこう）とは…

- 1 ある事柄の根本となるもの。大本（おおもと）。「条約の一を定める」
- 2 大づかみにとらえた内容。大要。「事業の一を示す」

2 文部科学省通知

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（平成26年7月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知）より抜粋

◎大綱の策定について

1 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編

成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

(1) 大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。
- ③ 国の第2期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ④ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- ⑤ 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。

(2) 大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。

③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと。

④ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。

なお、法第21条（現行法第23条）に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。

⑤ 教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整がついていない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではないこと。

⑥ 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。

⑦ 都道府県教育委員会は、市町村立学校に設置される県費負担教職員の人事や研修を行う権限を有し、法第48条に基づき、市町村に対し、必要な指導、助言、援助を行うことができるものであることから、そのような権限の範囲内で、都道府県の大綱において、市町村立学校等に係る施策について記載することは可能であること。

⑧ 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられること。

ただし、全国学力・学習状況調査の公表の是非ではなく、学力向上の観点から都道府県が実施する各種施策については、⑦で示したとおり、大綱に記載することが可能であること。

(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。
- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

3 大洲市の教育に関する基本方針等の現状

毎年、教育委員会2月定例会において、新年度の教育基本方針及び教育主要施策の議決を受けている。なお、教育基本法第17条第2項に規定する、大洲市の教育振興基本計画は策定していない状況である。

4 大綱策定の基本方針

(1) 大綱策定の趣旨

大洲市の最上位の計画である大洲市総合計画を踏まえ、その他関連計画との整合性を図るとともに、国の教育振興計画を参酌し、大洲市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものとする。

表 大洲市総合計画その他関連計画期間

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	
第1期大洲市総合計画															
前期基本計画					後期基本計画										
								策定	第2期大洲市総合計画 (～H38)						
								策定	大洲市総合戦略						
								策定	大洲市公共施設等総合 管理計画(～H58)						
								大洲市子ども子育て支援計画							
				大洲市立学校施設整備計画											
						大洲市子ども読書活動推進計画									
								大洲市教育大綱		大洲市教育大綱					

(2) 対象期間

平成27年度～平成29年度（市長任期）

※ 法律上の規定がないため、市長任期や5年間等の期間が想定されている。

(3) 大綱の内容

別冊検討素案

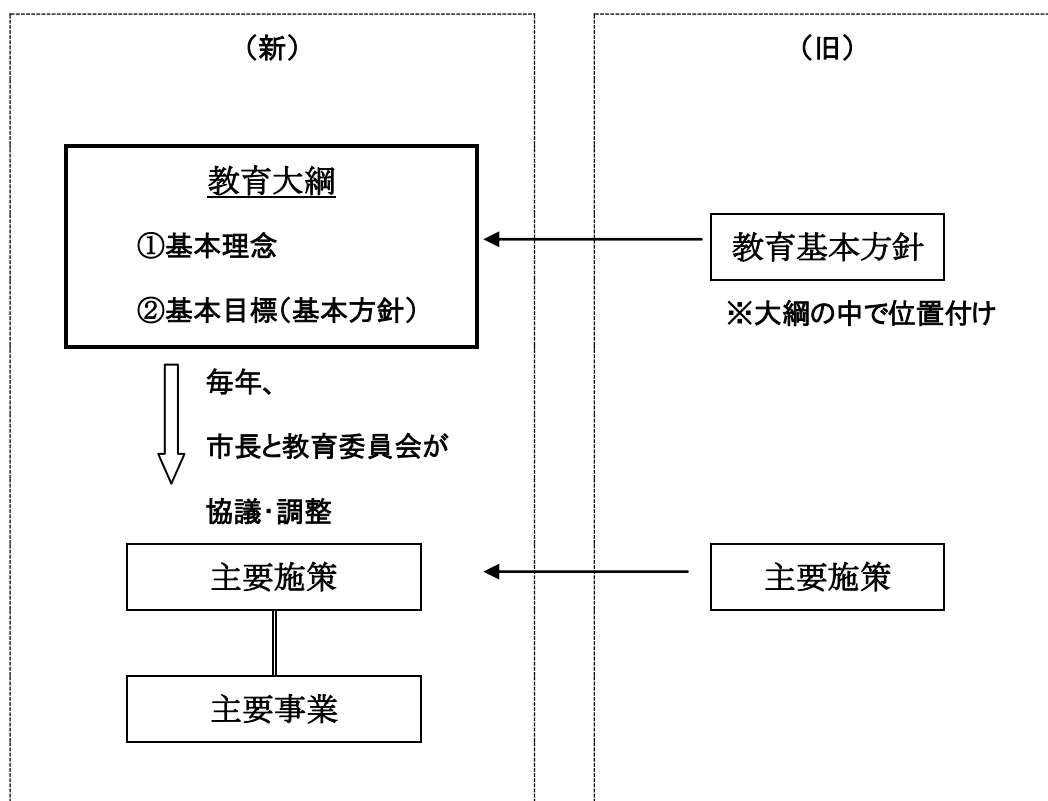
① 基本理念

② 基本目標（基本方針）

期間中、基本的に変わらないこと。

※ これらに基づく主要施策及び実施事業については、第2回の総合教育会議において、協議・調整し、新年度の当初予算に反映する。

(4) これまでの教育基本方針・主要施策との関係

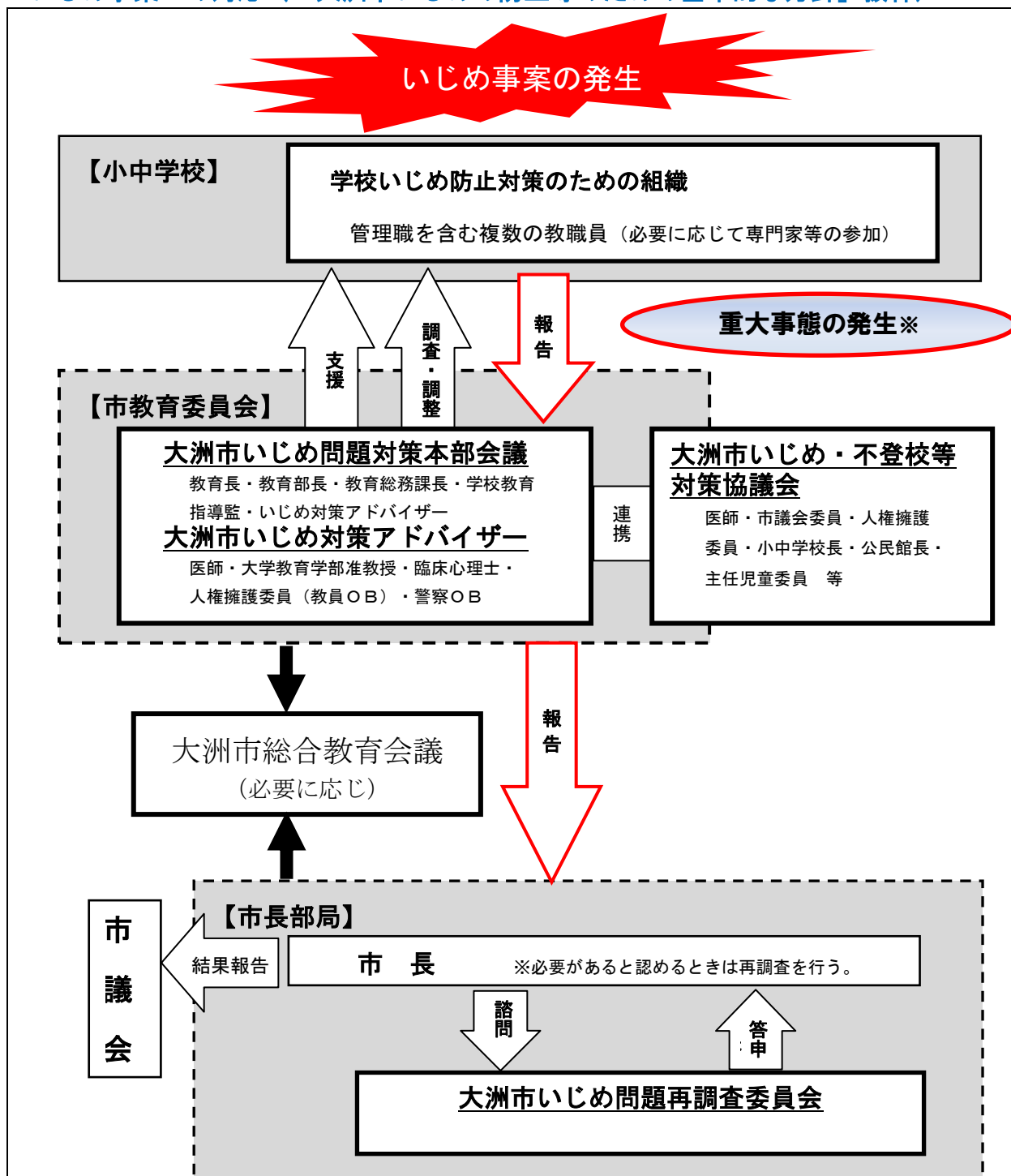


(5) 大綱策定の今後の流れ

- ◆ 5月 第1回総合教育会議において、大綱の方向性を決定
- ◆ ～9月 別添の検討素案を教育委員会事務局で整理、協議し、最終案を企画政策課（総合教育会議事務局）と協議する。
- ◆ 10月 教委事務局より教育委員会へ、企画政策課より市長へそれぞれ説明し、内容を確認する。
- ◆ 11月～12月 第2回総合教育会議において決定

議題3 緊急時における対応について

1 いじめ事案への対応（「大洲市いじめの防止等のための基本的な方針」抜粋）



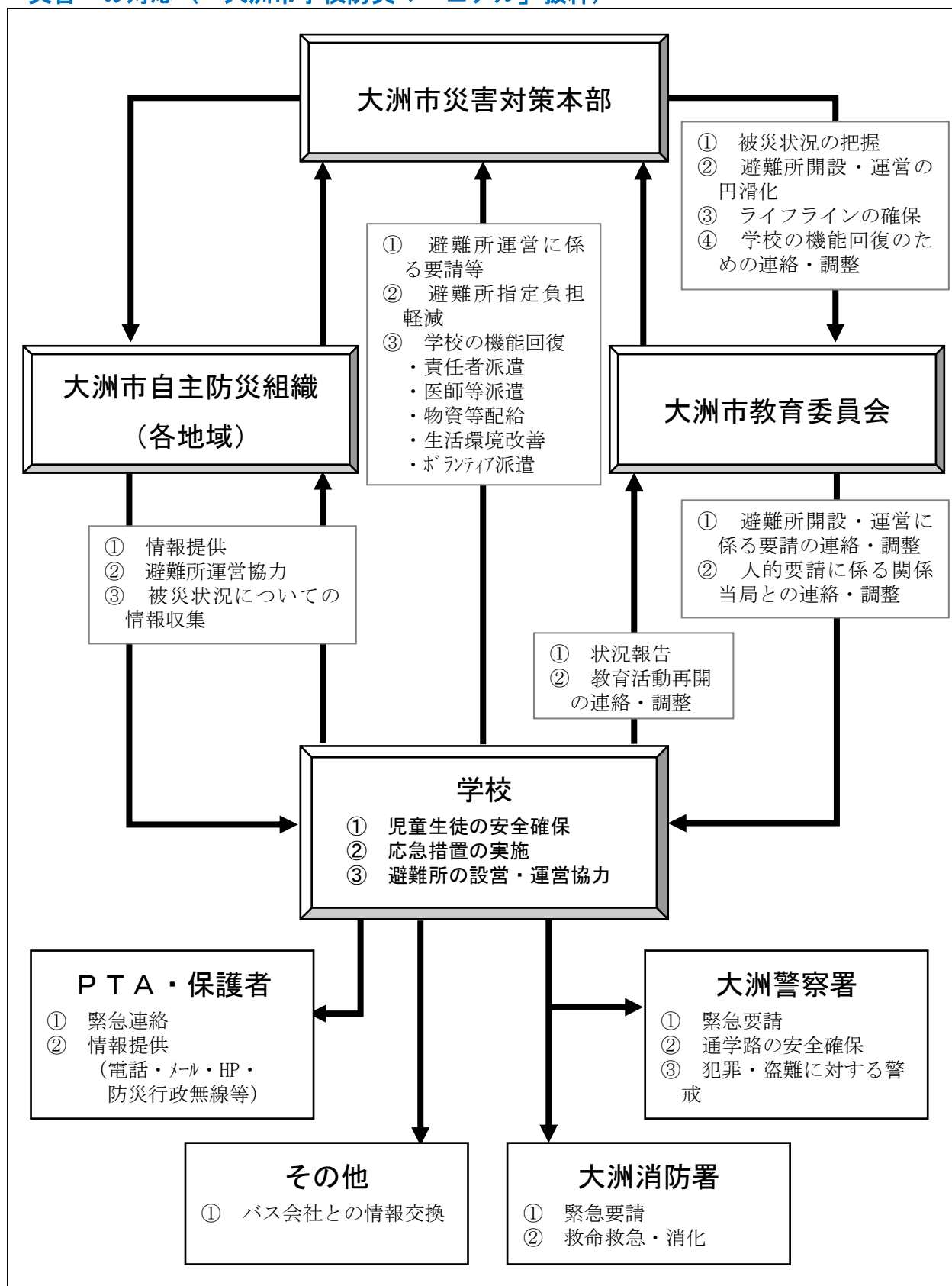
<通年の取り組み>

いじめ調査（小中学校（毎月）） 大洲市いじめ・不登校等対策協議会（年3回）
いじめに対する講演会（中学校区） 児童生徒をまもり育てる協議会（小中学校）

※ 重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号・第2号）

- 児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

2 災害への対応（「大洲市学校防災マニュアル」抜粋）



※ 「大洲市学校防災マニュアル」を踏まえ、各小中学校がその実情に応じたマニュアルを策定しており、学校防災体制、対応マニュアル、児童・生徒の保護者等への引渡し、心のケア、防災教育までの内容が記載されている。

議題4 今年度の主要施策について

◎新規事業 ●拡充事業 (単位：千円)

1 学校施設の整備と閉校施設利活用の推進	628,835
(1) 学校施設・設備の整備充実を図り、児童生徒等の安全・安心な学習環境を整備する。	626,961
① 大洲市立学校施設整備計画に基づく耐震対策等の計画的な実施	518,533
◎ 平野小学校校舎2棟耐震対策事業【実施設計】	18,902
● 大洲北中学校校舎3棟耐震対策事業【補強・改造工事】	455,991
◎ 河辺中学校体育館耐震対策事業【実施設計】	8,340
◎ 肱川幼稚園園舎耐震対策事業【実施設計】	8,300
◎ 長浜中学校施設整備PFI事業	債務負担 27,000
② 施設の老朽改修による教育環境の整備充実	108,428
● [10周年] 焼却炉撤去事業(ダイオキシン等分析)	2,291
● [10周年] 学校トイレ洋式化工事	47,900
● [10周年] 肱川小学校駐車場整備事業	4,296
● [10周年] 三善小学校職員室等改修工事	5,346
○ 小学校施設老朽対策工事	19,000
● [10周年] 平野中学校バックネット天井防球ネット設置工事	3,025
● [10周年] 大洲東中学校高架水槽取替工事	2,690
● [10周年] 大洲東中学校グラウンドフェンス改修工事	11,880
○ 中学校施設老朽対策工事	10,000
○ 幼稚園施設老朽対策工事	2,000
(2) 地域住民と市が一体となって閉校施設を活用した地域活性化対策の検討・協議を行う。	1,874
① 先行事例の情報収集・提供、先進地視察の実施	50
○ 各閉校校区地域づくり部会視察研修事業	50
② 地域が主体的に実施する地域振興に資する活用方法の企画立案の支援	1,824
◎ 旧南久米小学校跡地活用事業	1,824
2 学校教育の充実	82,726
(1) 教職員の資質と指導力の向上に努め、特色ある学校づくりを推進する。	4,586
① 専門的知識・能力と社会人としての資質の向上	4,586
○ 教育研究所事業	4,586
○ 市校長会研修会や教頭研修会等を通じての指導や啓発。	
○ 校長・教頭を中心とした各校の実態に基づく取り組みの充実	
○ 学校訪問(幼・小・中)を通じた実態把握及び指導や啓発	

② 各幼稚園、小中学校の負担の軽減と研修充実のための支援	
○ 教育力向上推進委員会を通しての学校行事等精選等の検討	
○ 幼稚園教育の充実	
③ 地域に根ざした特色ある学校づくりの推進と活力に満ちた学校運営の充実	
○ 幼稚園及び小中学校の連携の強化と小中一貫校、コミュニティースクールの導入に関する検討	
④ 幼小連携を意識した幼稚園教育の改善と充実	
○ 小1プロブレム解消のための取組	
○ 教育内容及び指導方法の相互理解の推進	
(2) 学ぶ意欲と確かな学力の定着・向上に努める。	22,339
① 全国学力・学習状況調査等に基づいた指導方法の工夫と改善	3,293
◎ 学校の教育力向上推進事業	3,293
○ 各校の実態に応じた取り組みの支援	
○ 県の学力向上5か年計画の4年目としての取組の充実。	
② キャリア教育の充実と望ましい職業観、勤労観の育成	200
○ キャリア教育推進事業（自校区のよさの再認識等）	200
③ 加配教員を積極的に配置し、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	18,846
○ 外国語指導助手招致事業	18,846
○ 県教委の加配教員を活用しての小学校における35人学級の実施	
(3) 豊かな心の育成と社会性を高める教育の充実に努める。	33,791
① 自他の生命を尊重する指導の充実及び規範意識を高める道德教育の充実	
○ 文科省及び県教委発行の道德資料の活用	
○ 自校の実態に即した教育課程の編成	
○ 規範意識等を確実に身につけさせる指導の充実	
② 郷土の自然や先哲の足跡を素材とした体験活動などを通じた郷土を愛する態度の育成	9,917
○ 藤樹まつり事業補助金	161
○ 中江藤樹小学生交流事業（市友好都市交流促進協議会事業）	
○ 総合的な学習の時間事業	2,450
◎ 歴史副読本作成事業	7,306
③ 差別の現実を踏まえた人権・同和教育の充実	
④ 早期からの教育相談と子ども一人ひとりの発達に応じた特別支援教育の充実	23,874
○ 就学指導事業	126
○ 特別支援連携事業	169

● 早期からの教育相談・支援体制構築事業	1, 637
○ 学校支援員設置事業	21, 942
(4) 保護者のニーズに応えるため、大洲市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児教育の充実を図る。	3, 839
① 3歳児保育実施に向けた受入れ体制の整備	3, 839
○ 大洲幼稚園施設・設備整備事業	3, 839
② 一時預かり事業（14時以降）の実施に向けた検討	
(5) 健康教育の充実と体力の向上に努める。	7, 720
① 自ら進んで運動に親しみ、心身を鍛えようとする意欲や態度の育成	7, 556
○ 各種大会等選手派遣事業	7, 556
○ 県教委が推進するITスタジアムの活用	
② 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける食育の充実	164
○ 食育推進事業	164
○ 栄養教諭の配置換え	
(6) 生徒指導の充実と安全・安心な学校づくりを推進する。	10, 451
① いじめ・不登校の解消とふれあいスクールの充実	7, 725
○ おおずふれあいスクール事業	4, 803
○ いじめ・不登校対策総合推進事業	1, 202
○ いじめ対策アドバイザー設置事業	303
○ ハート何でも相談員設置事業	1, 038
○ スクールソーシャルワーカー活用事業	379
② 小学校間、中学校間、小中学校間における生徒指導上の連携の充実	
○ 中学校生徒指導連絡協議会、学校警察連絡協議会への市教委としての参加と実態把握及び指導助言	
○ 必要に応じた中学校区ごとの小中学校連絡会の支援	
③ 学校・家庭・地域・関係機関の連携による子どもの安全対策と安全確保	2, 726
○ 地域ぐるみの安全安心対策事業	326
○ メンタルサポーター設置事業	2, 400

3 生涯学習の充実	348, 364
------------------	-----------------

(1) 充実した人生を送るための生涯学習の振興を図る。	318, 040
① 生涯学習機会や情報提供の充実	24, 691
○ 公民館各種学級講座事業	6, 574
○ 夏季大学事業	1, 799
○ 図書館資料収集整理事業	13, 302
○ 博物館資料収集整理事業	1, 585

○ 読書推進事業	1, 431
② 安全・安心な社会教育施設づくりの推進	293, 349
● 公民館施設管理・運営事業〔10 周年施設改修事業含む〕	211, 515
● 図書館施設管理・運営事業〔10 周年施設改修事業含む〕	57, 468
● 博物館施設管理・運営事業〔10 周年施設改修事業含む〕	15, 238
● 視聴覚センター施設管理・運営事業〔10 周年施設改修事業含む〕	3, 068
○ 文化研修センター施設管理・運営事業	6, 060
(2) 市民総ぐるみによる青少年健全育成を推進する。	9, 412
① 心のかよう家庭づくりの推進	569
○ 父親の出番です事業	569
② 地域ぐるみの青少年健全育成の推進	4, 936
○ 成人式事業	1, 902
○ 補導委員活動事業	1, 962
○ 各地区青少年健全育成事業費補助事業	1, 072
③ 学校・家庭・地域の連携協力推進事業等の推進	3, 907
○ 放課後子ども教室事業	348
○ 家庭教育支援事業	3, 559
(3) 文化の振興と伝統文化の保存活用を図る。	20, 912
① 芸術・文化の振興	2, 679
○ 文化・芸術活動事業	2, 679
② 文化財の保存と活用	12, 598
◎ 長浜大橋重文指定記念講演会	1, 140
● 文化財保護事業〔10 周年施設改修事業含む〕	10, 150
○ 郷土芸能保存会補助事業	1, 308
③ 文化財建造物等の修復・整備	5, 635
◎ 十一面観音立像防災施設整備事業補助金	635
○ 指定文化財保護事業補助金	5, 000
(4) 人権に関する学習活動を推進する。	
① 互いの人権が尊重される社会づくりをめざした人権に関する学習の推進	

4 市民総参加によるスポーツの推進	151, 244
--------------------------	-----------------

(1) 各種スポーツイベントの充実を図る。	7, 210
○ 大洲ジュニアトライアスロン大会補助金	736
○ 大洲市カヌーツーリング駅伝大会補助金	513
○ 市民運動会事業	4, 977
○ 大洲市駅伝大会補助金	618

○ 大洲市健康マラソン大会補助金	366
(2) スポーツ関係団体の育成に努める。	6,461
○ スポーツ推進委員育成事業	1,819
○ 大洲市体育協会育成事業	4,642
(3) スポーツを通じた青少年の健全育成に努める。	346
○ 大洲市スポーツ少年団育成事業	346
(4) 社会体育施設の整備充実を図る。	136,733
● 総合体育館管理・運営事業〔10周年施設改修事業含む〕	64,009
● 徳森公園管理・運営事業〔10周年施設改修事業含む〕	22,851
● 体育施設管理・運営事業〔10周年施設改修事業含む〕	49,873
(5) プロスポーツを活用した地域振興を図る。	494
○ スポーツ地域振興事業	494

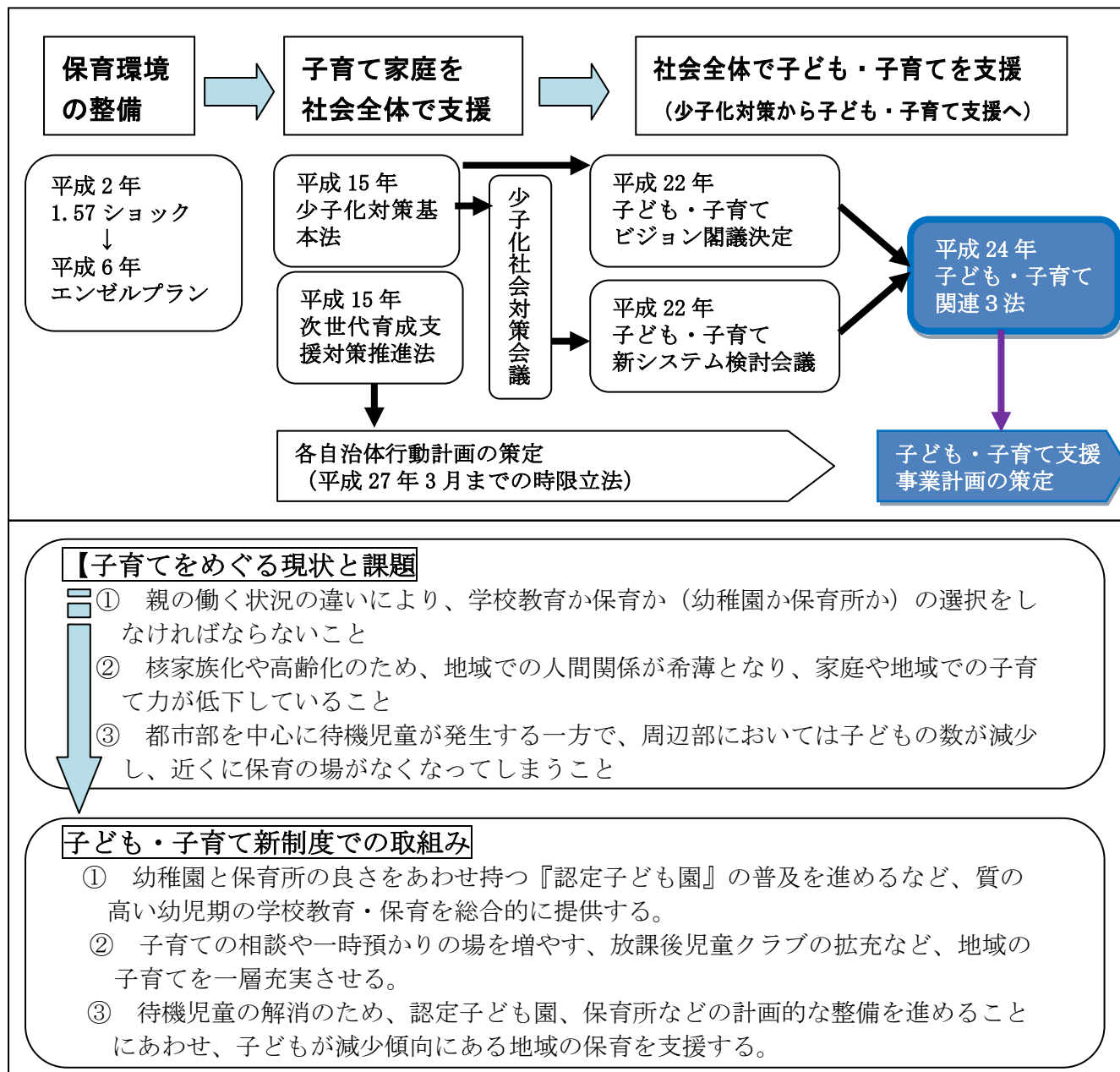
5 学校給食の充実

206,803

(1) 栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供する。	
① 献立や食材への児童生徒等の意見の反映と栄養バランスの検討	
② アレルギー対応食の拡充	
③ 食育活動の推進	
(2) 大洲産の野菜・果物等の使用率のさらなる向上を図る。	
① 「大洲市学校給食地産地消戦略会議」や「愛たい菜」、地元納入業者等との連携	
② 大洲産食材の調達ルートの確保、開発	
(3) 施設の点検整備と徹底的な衛生管理を図る。	26,901
① 学校給食衛生管理基準に基づく学校薬剤師との連携	24
○ 学校薬剤師施設点検事業	24
② 設備・備品等の適切な維持管理と食中毒の発生防止	26,877
○ 大洲市学校給食センター管理・運営事業	3,777
● 長浜中学校給食施設管理・運営事業〔10周年施設改修事業含む〕	12,126
● 河辺学校給食センター管理・運営事業〔10周年施設改修事業含む〕	10,974
(4) モニタリングにより適切な業務遂行を監視する。	179,902
① 事業者が行う日々の維持管理・運営業務の確認	
② 事業者との綿密な情報交換と連携	
③ 運営委員会など定期的なモニタリングによる点検・評価の実施	
○ 大洲市学校給食センターPFI事業（維持管理・運営業務）	179,902

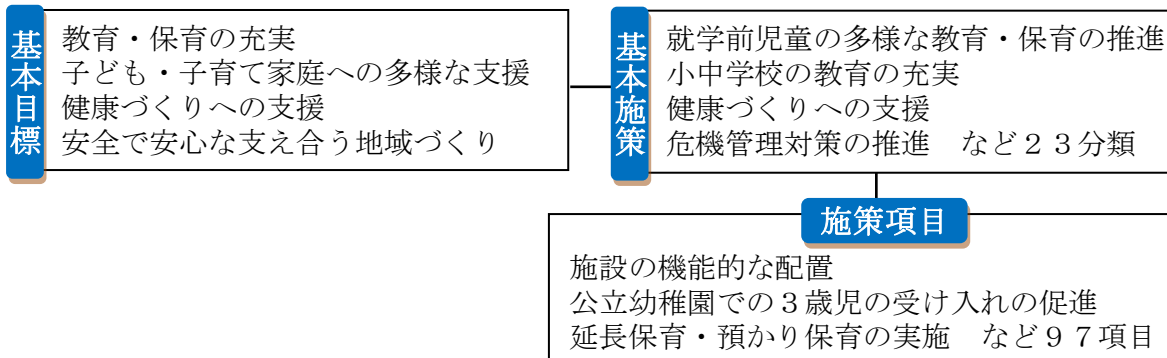
6 子ども・子育て支援事業の推進

(1) 国の子育て支援をめぐる動き



(2) 大洲市子ども・子育て支援事業計画

① 概要（計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間））



② 重点的な取組み事業

ア 教育・保育サービスの充実	・ 認定こども園の促進 ・ 幼稚園における3歳児保育の促進 ・ 幼稚園における一時預かり事業の促進 ・ 公立保育所の民間委託 ・ 公立保育所の平日・土曜日保育の延長
イ 老朽化した施設への対応	
ウ 地域子ども・子育て支援事業の充実	・ 地域子育て支援拠点事業の充実 ・ 放課後児童クラブ（学童保育）の利用年齢の拡大
エ 相談窓口の充実・一本化	

(3) 今年度の取組み

① 相談窓口の充実・一本化 ((2)－②－エ)

現 状	教育・保育に関する子ども・子育て相談体制については、従来より就学前・就学後、保育所・幼稚園の利用の有無等、子どもの状況によってそれぞれ相談窓口が異なっており、市民の皆様には不便さや不安感を与えていたことから、平成27年4月「子育て支援課」を新設し、全ての子育てに関する相談が気軽にでき、また情報提供の窓口となるよう、体制整備が行われたところである。
取 組 方 針	平成28年度より順次、幼稚園に関する業務に関して「子育て支援課」に事務移管されることから、平成27年度においてその準備を進めることとなる。 新年度より移管が可能な事務及び早急に移管すべき事務については、スムーズに実施できるよう教育委員会と連携し、事前の事務引継ぎ等を行うとともに必要となる規則等の整備を実施する。 また、現在の幼稚園に関する業務が、旧教育総務課所管事務と旧学校教育課所管事務をあわせ多岐にわたること、調整が必要となる業務が想定されることから後年度において、移管することとなる業務について洗い出しを行い、将来的な方向性・方針を検討するとともに、段階的な移行計画を策定する予定である。

② 放課後児童クラブ（学童保育）の利用年齢の拡大 ((2)－②－ウ)

現 状	保護者が共働き等により、学校から帰宅しても自宅や近所に保育可能な人がいない児童を対象に、児童に遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る制度として、市内の11ヶ所（うち8ヶ所小学校利用）で放課後児童クラブを実施している。（開所時間 平日14時～18時 長期休暇中8時～18時）
取 組 方 針	入所児童は原則として小学校低学年（1～3年生）であるが、平成27年度において、利用年齢を小学校6年生まで拡大したいと考えている。 教育委員会においては、この放課後児童クラブとは別事業として、「放課後子ども教室」を実施しているところであるが、この2つの事業についても効率的な運用ができるよう、所管・窓口の一元化に向け協議・検討を行うこととしている。

<参考資料>

1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4

改正：平成26年6月20日公布 平成27年4月1施行

【改正理由】 教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

設置 所掌事項	(総合教育会議) 第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。 (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
構成	2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 地方公共団体の長 (2) 教育委員会
招集	3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
教委の 招集要求	4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
関係者 意見聴取	5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
公開	6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
議事録 公表	7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
調整結果 の尊重	8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
その他	9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

2 大洲市総合教育会議運営要綱（平成27年5月8日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する大洲市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集するときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、当該通知に係る事項を大洲市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載して公表するものとする。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨をホームページに掲載して公表することとする。ただし、会議開会后に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。

（議事録）

第5条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会の日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、これをホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開とした部分について議事録を非公開とする場合は、その理由を明示し、議事要旨を公表するものとする。

（事務局）

第6条 会議の事務局は、総合政策部企画政策課に置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

3 大洲市総合教育会議傍聴要領（平成27年5月8日制定）

（趣旨）

第1条 この要領は、大洲市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（傍聴の手続）

第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、大洲市総合教育会議傍聴者名簿（別記様式）に必要事項を記入し、係員の指示に従い、先着順に傍聴席において傍聴するものとする。

（傍聴の制限）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の傍聴を制限し、又は拒むことができる。

- (1) あらかじめ会議を非公開としているとき。
- (2) 傍聴席が満席となったとき。
- (3) 傍聴者が酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 傍聴者が会議の妨げになると認められる器物等を携帯しているとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めるとき。

（傍聴者の遵守事項）

第4条 傍聴者は、傍聴席において次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手その他会議の妨げになるような行為をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為をしないこと。
- (4) 飲酒及び喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他これに類するものの電源を切り、使用しないこと。
- (6) 許可なく、撮影、録音等を行わないこと。
- (7) 係員の必要な指示に従うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨げになるような行為をしないこと。

（退場）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該傍聴者に対し退場を命ずることができる。

- (1) 会議を非公開としたとき。
- (2) 傍聴者が前条の規定に違反し、必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要であると認めるとき。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年5月8日から施行する。

別記様式（第 2 条関係）

大洲市総合教育会議傍聴者名簿

【開催日時】

【開催場所】

番号	氏 名	住 所